

# 第 1 回

## 第Ⅴ期

### ホームレスの自立支援等に関する 推進計画策定委員会

(令和6年7月30日会議 議事要旨)

日時	令和6年7月30日(火) 14時00分から16時00分まで
開催場所	新宿区役所本庁舎6階 第四委員会室
出席者 (名簿順)	岡部卓委員、槇島秀幸委員、中村一孝委員、小林英夫委員、瀧脇憲委員、 大西連委員、保坂義彦委員
欠席者	野崎清次委員
次第	1 開会 2 福祉部長あいさつ 3 委員委嘱(委嘱状交付) 4 委員紹介 5 委員長・副委員長選任 6 報告 (1) 新宿区内の路上生活者概数とこれまでの対策について (2) 第IV期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の概要と進捗状況について 7 議事 (1) 第V期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の策定スケジュール(案)について (2) 第V期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定の方針について (3) 第V期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の素案について (4) 質疑応答 8 その他 (1) 次回日程・会場について (2) 「第1回会議 ご意見シート」について

14時00分開会

## 1 開会

(生活福祉課長) 定刻となりましたので、会議を始めたいと思います。本日はお忙しい中、「第V期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」の第1回会議にお越しいただき、誠にありがとうございます。

(生活福祉課長) 私は生活福祉課長の藤掛と申します。委員長及び副委員長が選任されるまで、進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 2 福祉部長あいさつ

(福祉部長) 今回の議論を通じて、一つでも二つでも方向性をうち出せたらと思います。これまでずっと皆様のご協力をいただきながら取り組んできた問題で、一朝一夕で解決する課題ではありませんが、忌憚のないご意見について、委員の皆様、学識の先生の意見を時間の許す限りお話しいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

## 3 委員委嘱

※資料1「第Ⅴ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会」設置要綱第1条から4条により、委員会の目的及び設置、所掌事務、組織、委員の任期について事務局より説明のうえ、委員の委嘱を区長名にて行うことを併せて説明した。

## 4 委員紹介

※各委員がそれぞれ自己紹介を行った。

## 5 委員長・副委員長選任

※資料1「第Ⅴ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会」設置要綱第6条2項に基づき会議が成立していることを事務局より報告するとともに、同要綱第5条2項に基づき、委員の互選により委員長が岡部委員、副会長が槇島委員に決定した。

(委員長) 先ほども自己紹介の中でお話ししましたが、前回、前々回もこの委員会の委員長を務めました。皆さん活発な議論をされ、良い報告書を作成したところです。昨今の社会の諸変化や政策動向も踏まえ、新宿区という、ある意味では東京の顔、日本の中心になる区において、最も困難な状態にあるホームレスにどういった支援を行ったらよいか、活発な議論を行いたいと思います。委員の皆様、新宿区内で活発に活動されている団体の方々、また協力機関としての民生児童委員の方等、きわめて積極的なかわりをされている方々と意見交換ができ、より良い内容のものができると思います。

全国のホームレスの実態調査があり、その委員長も二期続けて担当しています。と同時に、都の計画の策定委員長もしています。あくまで国や東京都は基礎自治体の取り組みをバックアップする位置付けですので、新宿区でどういった展開をするかが大事となりますので、活発な議論ができれば良いと思います。福祉部長がお話しされた通り、忌憚のない意見交換の上、計画が策定できればと思います。よろしくお願いたします。

(副委員長) 冒頭でもお話ししましたが、特別区内の第一ブロック(千代田・中央・港・新宿)の路上対策事業の施設運営をしています。平成17年に特別区社会福祉事業団が受託して以降、今日まで第一ブロックにて、主に路上生活者の路上生活からの早期脱却、社会復帰の実現に向けていろいろな手立ての中で支援してきました。新宿区で路上生活者がいるなかで、支援内容について意見交換をしたいと思います。

## 6 報告

(委員長) それでは、16時までの予定で議事を進めて参ります。皆様のご協力をお願いいたします。次第に沿って進めます。次第6、「報告」でございます。

### (1)新宿区内の路上生活者概数とこれまでの対策について

(生活福祉課長) 新宿区における路上生活者数の推移や対策の概略について簡単にご説明します。

新宿区は、乗降者数世界一の新宿駅や繁華街を抱え、人々の活動やにぎわいのなかで日々刻々とその姿を変えてきたまちでございます。一方で、流入するホームレスへの支援の在り方は、大きな都市問題の一つとなってきました。

そこで、区は、ホームレス対策を区政の重要課題と位置づけ、区独自のホームレス対策を実施するとともに、東京都、特別区、NPO等の関連団体と連携して、他の自治体に先駆けて様々な取り組みを進めてきました。

その結果、ホームレスの人数は大幅に減少しましたが、相談内容は一層、多様化・複雑化しており、それぞれのニーズに応じた伴走型支援が重要になっております。

まず、路上生活者数の変化といたしまして、**資料3**「新宿区内の路上生活者概数(平成16年～令和6年)」をご覧ください。

最上段は、最多期の平成16年及び平成27年から令和6年の23区全体と新宿区の路上生活者数、そのうち、区内の公園・駅・道路に寝起きする路上生活者数をまとめたものです。中段・下段の折れ線グラフは、同じく最多期の平成16年から令和6年までの23区全体と新宿区内の路上生活者数を、平成26年・27年を境に2つのグラフにて分けてまとめたものでございます。

中段の折れ線グラフの赤いラインをご覧ください。新宿区内の路上生活者数のピークは、平成16年8月の1,102名です。この年は23区全体の数値も最多となりました。

その後は、平成19年8月に一時的に増加したものの、概ね横ばいないし減少傾向を見えています。

直近の令和6年1月の調査では、75名となっており、これは、ホームレス数が最大となった平成16年8月の約6.8%まで減少したと言えます。

では、次に、**資料4**「新宿区のホームレス自立支援等の経緯」をご覧ください。これは、ホームレス対策について、主だったものの年表となっております。

新宿区におけるホームレス支援は、昭和56年12月に行われた新宿西口における現地出張相談がその始まりとなります。バブル崩壊後の不況を背景として、新宿駅西口地下道にいわゆるダンボールハウスができて始めました。その後、大きな展開を迎えたのが、平成10年2月の「新宿駅西口ダンボールハウス火災事件」です。このときには4人の死者を出す痛ましい事件となりました。これを機に、ホームレス問題が社会問題として広く認識されるようになったところでございます。

また、事件から2か月後、平成10年4月には新宿区内に「ホームレス暫定支援センター」が2か所設置されました。

このような流れの中で、国は、平成14年7月に「ホームレスの自立の支援に関する特別措置法」を、翌15年7月には「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定するなど、ホームレス対策に乗り出しました。その後、特別措置法は幾度か延長され、現在に至っています。また、これに伴い、基本方針も改定されております。

また、この特別措置法では、地方公共団体はホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定・実施するものとしており、東京都は平成16年7月に「ホームレスの自立支援等に関する実施計画」を策定しました。その後は、第2次実施計画、第3次実施計画、第4次実施計画、そして本年、第5次実施計画と、順次策定しているところでございます。

一方で、新宿区におきましては、平成18年2月に第Ⅰ期となる「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定いたしました。この第Ⅰ期の推進計画では、ダンボールハウス火災事件以降、率先してホームレス対策を進めてきた新宿区の実績と区内のホームレスに関する詳細な分析を基に、「7つの重点項目」を定めました。

これにより、平成18年4月には日本最初のホームレスに関する総合拠点相談所「とまりぎ」が開設され、相談体制の拡充やシャワー提供の充実が実現し、また、平成19年4月には、「自立支援ホーム」が開設されるとともに、「地域生活安定促進事業」が始まりました。

このような状況の中で、平成20年にはいわゆるリーマンショックが起これ、新たなホームレス層への対応が必要となる中で、東京都は平成21年10月に実施計画を改定、「第2次実施計画」を策定しました。これによって、「新型自立支援センター」や「自立支援住宅」を新たな核とした「自立支援システム」等の対策により、ホームレスの早期自立に加えて、ネットカフェ難民等「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」の生活の安定を図ることとなりました。

新宿区でもリーマンショック後のホームレス状況を踏まえて、平成22年2月に第Ⅱ期推進計画を策定しました。

第Ⅱ期推進計画では、この間の路上生活者数の減少やホームレス層の変化、都区制度の見直し等を踏まえて、8つの重要項目を展開することとしました。第Ⅱ期推進計画の重要項目

で一つ増えたのが、「アセスメントシステムの構築」です。

また、ホームレスのタイプを分析し、そのタイプに合った施策を展開することで第Ⅰ期推進計画を深めることとしました。さらに、平成 25 年 12 月には「生活困窮者自立支援法」が公布されました。この間、区は第Ⅱ期推進計画に基づき、相談体制の機能強化等、8つの重点項目に取り組んできました。これらの成果として、この4年間に、区内路上生活者数は平成 22 年 1 月の 286 人から平成 25 年 1 月の 162 人まで、確実に減少しました。

その後、平成 27 年度に第Ⅲ期推進計画を策定しました。

第Ⅲ期推進計画は、当初平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間の計画期間でしたが、その後、国の特別措置法の 10 年間の延長があり、国の基本方針と東京都の実施計画を踏まえ、第Ⅲ期の計画を、平成 31 年度（令和元年度）まで延長したところです。

この間、平成 27 年 4 月には、生活困窮者自立支援法が施行となり第二のセーフティーネットが拡充し、8 月には、自立支援センター新宿寮が開設、平成 29 年度からは、都区共同で「路上生活者対策モデル事業」を開始するなど、ホームレスの自立に向けた支援の動きが充実しました。

これらの成果として、区内の路上生活者数は、平成 31 年 1 月に 117 名となりました。

続く第Ⅳ期推進計画は、令和元年 12 月に策定されました。令和 7 年 3 月を終期として現在も進行しております。

第Ⅳ期推進計画では、都区共同事業による支援付き地域生活移行事業が計画の一環として位置付けられました。平成 29 年から平成 30 年にかけて試験的に開始され、のち平成 31 年に 23 区全域で展開されるようになったものでございます。自立支援センターについては、新宿寮が令和 2 年 8 月に閉鎖され、千代田寮に引き継がれたところでございます。

また、個別の事業の見直しとしましては、相談体制の機能強化の一環として、必要に応じて保健師・看護師等による相談や支援を実施することが盛り込まれました。

この間の路上生活者数についてもご説明いたします。この間、路上生活者数は令和 3 年 1 月の 115 人をピークに概ね減少傾向を続け、令和 6 年 1 月には 75 人となりました。

一方、減少のペースは東京 23 区全体のそれよりも緩やかであり、依然として 23 区内でもっともホームレスが多い状況です。

また、令和 4 年 1 月には、路上生活者概数調査の一つとして、夜間の路上生活者数、新宿駅を含むターミナル駅周辺の深夜帯路上生活者数についても調査が始まりました。直近、令和 6 年 1 月の夜間の路上生活者数は 48 名、新宿駅周辺の深夜帯の路上生活者数は 90 名でございます。

以上、雑駁ではございますが、報告の（1）「新宿区内の路上生活者概数とこれまでの対策について」のご説明、ご報告とさせていただきます。

## (2) 第Ⅳ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の概要と進捗状況について

(委員長) ただいま、新宿区のホームレスの状況と新宿区の取り組みを振り返ったところですが、次は、(2) 第Ⅳ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の概要と進捗状況について、事務局より報告していただきます。

(生活福祉課長) それでは、(2) によりまして、これから皆様に改定をお願いする新宿区の第Ⅳ期推進計画の概要とその進捗状況についてご報告いたします。**資料 5** 第Ⅳ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画(概要版)をご覧ください。

第Ⅳ期推進計画の取組の状況についてはお配りした素案の 35 ページから 64 ページにかけて記載がございますが、ここでは簡略なご説明として、A3 版の概要版に沿ってご報告いたします。

まず、表面、向かって右側のページをご覧ください。

見出しの下、一番上の段には、区がホームレス対策に取り組む背景として、新宿区がホームレス対策を大きな都市問題の一つと位置付け、「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定、実施してきたこと、ホームレス数は大幅に減少してきたものの、ホームレスとなる要因は多様化、複雑化し、ホームレスの態様や段階のニーズに応じた総合的な施策の展開を図ることが、書かれています。

次に、中段の「基本方針」として

第一に、第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画を基本的に継承すること、第二に、生活困窮者自立支援法施行、国の基本方針や東京都の実施計画の改定内容を踏まえ、

- ・固定・定着化が進む高齢層に対する支援
- ・若年化しつつある層に対する支援
- ・再路上化への対応

の三つのポイントを中心として取り組むことを決めました。

また、第Ⅲ期推進計画に引き続き、ホームレスのタイプを、

タイプ1 概ね 50 歳以上で、ホームレス生活が長期化した層

タイプ2 概ね 50 歳以下で、傷病・障害あるいは過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築の支援も必要な層

タイプ3 概ね 50 歳以下を中心に、仕事と住宅が確保されればすぐにでも自立ができる層に整理し、「見えにくいホームレス」「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」を引き続き対象とすることとしました。

左側のページでは、現場を抱える新宿区と 23 区を取りまとめる東京都、そして国の役割を記載し、区としての取り組みを整理するとともに、都や国が積極的に役割を果たすよう要望していくこととしました。

続きまして、裏面をご覧ください。ここから、第Ⅳ期推進計画の具体的な施策についてご説明いたします。

一番上に、第Ⅳ期推進計画の骨子となる「8つの基本施策」が掲げられています。

まず、基本施策の1「相談体制の機能強化」でございます。ここでは、相談体制を支援段階に応じて、「はじめの相談」「施設入所中の相談」「アパート生活後の相談」の3段階で整理しました。

まず、「はじめの相談」です。

ここには、区の拠点相談所および、都区共同事業としての巡回相談事業が位置付けられます。

次に、「施設入所中の相談」です。

ここでは、巡回相談一時宿泊支援事業と地域生活サポート「宿泊所等入所者相談援助事業」が位置付けられます。これらは、のちに述べる民間宿泊所や自立支援ホームといった生活保護以外の形で宿泊所の提供を受ける層、あるいは生活保護により宿泊所の提供を受ける層に対して、就労自立や生活相談、健康管理支援といった相談機能を提供しているものでございます。

なお、「宿泊所等入所者相談援助事業」につきましては、⑤「地域生活安定促進事業」と統合されましたが、引き続き同様の支援を継続しているところでございます。

続きまして〔アパート生活後の相談〕です。支援によりアパートへ転宅した方が再び路上生活に陥らないよう、支援するものでございます。

ここには、訪問サポート「地域生活安定促進事業」、地域生活継続支援事業が位置付けられます。名称は似ておりますが、前者は区の事業によるもので、生活保護にて宿泊所からアパートへ転居した方を訪問相談員が巡回し、相談支援を行う事業です。後者は都区共同事業により行っているもので、自立支援センターを退所しアパートへ転居した方を、訪問、電話相談等により支援しているものでございます。

次に基本施策2「生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント（支援方法の判断・評価）」です

こちらにつきましては、生活困窮者自立支援法に基づき規定されたアセスメントのチェック項目に沿って、面接を行っているものでございます。

つづきまして、基本施策3「福祉的支援の条件整備」です。

これは、ホームレスに応急援護や相談援助・助言を行う中で、自立に必要な環境を整えることを、福祉の支援として行っているものでございます。

基本施策3には、食料や日用品の支給、シャワーの提供といった応急援護事業や、保健所との連携による心身の健康に関する支援、年金受給権の調査、住民登録の設定といった支援が位置付けられます。

続きまして、基本施策4「施設・住宅資源の確保」です。

生活の拠点となる施設・住宅資源の確保は、就労支援、地域生活への移行、健康管理支援の前提としてまず必要となる、施策の大きな柱です。

ここでは、〔緊急対応型〕と〔地域生活移行:定着型〕の2段階に整理しています。

緊急対応型としましては、区が生活困窮者自立支援法上の一時生活支援事業の一環として、民間宿泊所を借上げ、給食宿泊場所を確保しているものがございます。また、都区共同事業による、自立支援センターにおける緊急一時保護事業も緊急対応型の援助の一つです。ホームレスの一時的な保護と健康回復を図りつつ、利用者の就労意欲、就労自立の可能性といった総合的な評価、アセスメントを行い、自立支援事業による支援への移行を図るものでございます。

地域生活移行、定着型としましては、③から⑧として列挙しているものがございます。

③自立支援ホームは、区の事業によるもので、就労意欲があるホームレスに居室を提供し、就労支援や生活指導を短期的・集中的に実施して、アパートへの転宅を支援するものです。

④自立支援事業（自立支援センター）は都区共同事業により、自立支援センターにて行われるものです。先に述べた緊急一時保護事業の利用者のなかで、就労意欲があり、心身の状態から就労に支障がないと認められる人に、就労準備や職業相談、アパート転宅相談といった支援を行うものでございます。

自立支援事業の支援を受けた方、その他自立が可能と見込まれる方については、⑤自立支援住宅に移行し、一定期間住宅の提供を受けながら、転宅資金の貯蓄や安定した生活基盤の構築について支援を受けることもできます。

⑥支援付地域生活移行事業は、路上生活が長期化・高齢化したために、就労を基軸とした従来の自立支援システムによる自立が困難なホームレスが地域生活へ移行できるよう、都区共同事業により支援する事業です。対象のホームレスに対し、支援員が丁寧な相談援助を行い、信頼関係を構築のうえ、借上げアパートを提供します。支援員が生活能力や手続き等の必要な生活支援を行ったうえで、対象者それぞれにあった福祉サービスにつなぎ、地域への移行を図るものでございます。

ほか、⑦軽費老人ホーム等の生活支援付き住宅の整備や⑧住宅の確保については、国や東京都への働きかけを続けてきたところでございます。

つづきまして、基本施策5「就労支援」です。拠点相談所「とまりぎ」での就労相談のほか、就労支援員による支援や新宿就職サポートナビ、新宿ジョブさぼーとを活用した支援を行っています。また、ハローワークやTOKYOチャレンジネットとの連携を継続しつつ、雇用対策におけるセーフティネットの充実・継続を国・東京都へ要望してきたところでございます。

つづきまして、基本施策6「人的資源の開発とネットワークづくり」です。

区の出組として、現在ご覧いただいている第IV期推進計画の概要版を活用した福祉職員、

地域の方々への周知を行っています。また、特別区人事厚生事務組合の取組としても、都、23区、特別区人事厚生事務組合などの会議を通じて、ホームレス支援策の共通認識を図るための情報共有化を図っています。また、大都市の共同の取組として、全国自治体ホームレス対策連絡協議会に参加するとともに、同様の関係機関会議の開催を国や都に求めているところです。

続きまして、基本施策7「公共施設の適正管理」です。

公園や道路、駅舎といった公共施設は、一定のルールのもと、誰もが自由に快適に利用することができる場所でなければならない、という基本的な考え方がございます。施設管理者やNPO等支援団体、警察や消防と連携し、福祉施策につながり路上生活を脱却できるよう、粘り強く声掛けを続けています。

基本施策8は、「人権啓発」です。

これは、「ホームレスも区民も同じ地域に存在する人間としての人権を持つ」という観点から意識啓発を行い、ホームレス問題への相互理解を醸成するものでございます。

地域の会議への参加の機会を捉え、区民・地域団体への啓発を推進し、必要に応じて民生委員児童委員協議会等で説明するほか、中学生や高校生を含む区民等の質問に応ずる等、随時啓発を行っています。

また、第IV期推進計画を活用し、ホームページによる計画の公開や、概要版の配布により人権啓発に努めています。

以上が、第IV期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の概要のご説明と進捗状況の報告でございます。

(委員長)事務局より、基本的な施策についての説明をいただきました。また、計画に合わせ、PDCAサイクルに沿ってどのように実施されてきたのか説明がなされました。チェックとアクションというところで、これまでの評価と次の計画策定というところでもありますので、この点についてはまたいろいろとご議論をいただければと思います。

## 7 議事

### (1) 第V期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の策定スケジュール(案)について

(委員長)これより次第7、「議事」に移ります。本日、ご審議いただく事項は3点、ならびに質疑応答でございます。

まず(1)第V期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の策定スケジュール(案)について、ご審議をお願いいたします。

会議は2回、とのことですが、スケジュール(案)について、説明してください。

(生活福祉課長) それでは、策定スケジュール(案)について、ご説明します。

お手元の**資料6**「第Ⅴ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会 スケジュール(案)」をご覧ください。

「第Ⅴ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」は、第Ⅳ期を基本的に継承しつつ、事務局にて素案を作成いたしました。本日この会にて皆様方に素案をご検討いただき、ご意見を踏まえ素案のブラッシュアップを行います。その後、庁内関係部署との調整と議会報告を経てパブリック・コメントを行うことで、幅広い区民の意見を取り入れたいと考えております。のち、再び庁内関係部署との調整のうえ、12月から来年1月に予定している第2回会議で修正した素案をお示しし、委員会としての最終計画案として確定、区長への報告としていただく予定です。

区は、最終計画案を踏まえて区長の決定として計画を策定し、議会に報告します。その後、冊子を作成し、令和7年4月より、この新しい推進計画で事業を実施する予定です。

(委員長) ただいま、事務局よりスケジュール案の説明がありました。この予定で進めたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(2) 第Ⅴ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定の方針について

(3) 第Ⅴ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の素案について

(委員長) つづきまして、(2)「第Ⅴ期ホームレス等の自立支援に関する推進計画策定の方針について」ご審議いただきます。計画素案の内容も含めてのご議論と思われしますので、(3)「第Ⅴ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の素案について」まで、続けて説明をしていただければと思います。よろしく申し上げます。

(生活福祉課長) それでは、(2)「第Ⅴ期ホームレス等の自立支援に関する推進計画策定の方針について」、国や東京都の動向も踏まえてご説明いたします。

**資料7**以降についてです。**資料7**は、国基本方針ということで、詳細は省略いたします。

**資料8**は基本方針見直しのポイントです。資料の上段が見直しのポイントで、コロナの影響、総合的な自立支援、居住支援法人の記載があります。下段は特別措置法や国の方針、都の計画、そして区の計画の対応関係を記載したものです。

**資料9**については、都の実施計画に関する第5次のもので、主な改正部分は**資料10**をご覧ください。都実施計画の主な改正点には、自立支援センターの個室化、規模・設置手法の見直し、女性やセクシャルマイノリティの対応、早朝時間帯の巡回の記載がございます。また、安定した居住の確保ということで居住支援協議会の説明がございます。居住支援につ

いてはご審議いただく第Ⅴ期推進計画にも盛り込みたいところです。

次に、ホームレスという視点から見た、新宿の地域性と課題について説明いたします。

新宿区は、乗降者数世界一の新宿駅をはじめ、近隣に長距離バスの発着拠点もあり、常に人々が全国から集まり、オフィス街、繁華街を形成してきた、にぎわいのまちでございます。

一方、このことは地下道、地下街など雨風をしのぎやすい拠点を確保しやすく、建設作業等日雇い、日払いによる仕事や食料を得る、空き缶を集めるなど、その日の生活の糧を得るための活動を行う条件がそろっていることに繋がっております。

このことから、家がなく生活に困窮しつつも屋外で定住できる条件があることになり、ホームレスの長期化・高齢化と新規流入により、現在は横ばいないし減少傾向の路上生活者数も、増加に転じる可能性を常にはらんでいるものでございます。

また、終夜営業店舗が充実していることから、ある程度の収入や金銭のある人はそうした場を拠点に生活を送ることができるところです。屋内環境があり生活困窮の程度も異なることから、家のない生活困窮者としての実態が見えにくい、という「見えにくいホームレス」という課題があります。

これらの課題を解決するには、都や国、関係各所、民間団体、区民との連携が一層必要です。

そこで、これらの課題を踏まえて、第Ⅴ期推進計画の策定にあたり第Ⅳ期推進計画の基本的な考え方を継承しつつ、見直しを図ることとしました。ホチキス止めの計画素案、9ページの概略図をご覧ください。

以下、9ページの概略図に沿って説明をさせていただきます。この概略図は、計画素案の1章および4章に沿って作成したものですので、よろしければ併せてご参照願います。

1 ホームレスの定義と四つのタイプをご覧ください。第Ⅴ期推進計画では、タイプ4として、「若年層を中心に、終夜営業店舗を転々とする『見えにくい』ホームレス」を加えました。

第Ⅳ期までの推進計画では、ホームレスのタイプを、タイプ1からタイプ3と整理してきました。従来、路上生活は未経験であっても、終夜営業店舗等で起居する「見えにくいホームレス」について、路上生活を送るタイプ1～3のホームレスと同様に支援の対象としてきたところです。一方、生活の困窮の程度が人により異なり、屋内で寝泊まりすることから、路上生活を送るホームレスとは異なるアプローチにより、支援につなげる必要がございます。これらのことから、第Ⅴ期推進計画では、これまでの三つのタイプに加え「見えにくいホームレス」をタイプⅣとして加え、特性を踏まえた施策の展開を図ることとしたところです。いわゆる、ネットカフェやファストフード店で夜間過ごしている人を想定しております。

続きまして、概略の「2 <第Ⅳ期>八つの基本施策」から「4 <第Ⅴ期>八つの基本

施策」をご覧ください。第Ⅳ期にて策定した八つの基本施策が、「3 三つの見直しを反映」を経て第Ⅴ期推進計画の基本施策へと移り変わる様子を示しています。

「3 三つの見直しを反映」の趣旨について、素案 8 ページの文章も踏まえ一つずつ説明いたします。

まず、「実態把握と、広報・周知機能の強化」についてです。

新宿区の特性に合った施策を展開するには、区の主体的な取組によりホームレスの実態を正確に把握することが必要です。また、終夜営業店舗に起居する「見えにくいホームレス」については、その特性を踏まえ、路上で起居するホームレスとは異なる形の広報・周知活動が必要でございます。

これらの点を踏まえ、主に基本施策 1 について、事業の見直しを行いました。具体的には、早朝・深夜帯に路上で起居するホームレスの状況について定期的な調査を行い正確な把握を図るとともに、これを広報やアウトリーチ活動に反映させる方法を模索してまいります。

また、従来のポスター、チラシによる広報・周知を継続するほか、終夜営業店舗に起居する若年層や見えにくいホームレスを念頭に、SNS やデジタルサイネージを活用した広報・周知活動を行います。

次に、関係機関ネットワークによる新宿 OneTeam 支援です。

時として福祉的支援を拒み、公共の場所に起居するホームレスは、地域との軋轢を抱えかねない中で日々生活しています。彼らが福祉的支援につながるためには、区、都、関係部局、関係部署のみならず、地域の民間団体や住民の方も含めた総合的かつ横断的な施策が必要です。区、区民、関係機関、民間団体が共通の認識のもと、OneTeam で支援できる環境を整備します。

この点については、基本施策 3 および基本施策 6 に主に反映しております。具体的には、精神疾患が疑われる、路上生活が長期化したホームレスへのケアについて、看護師や保健師のほか、警察、消防と連携した支援を模索してまいります。また、ハンドブック版資料の作成による区の実施の周知や関係機関・民間団体との連絡会議の定期的開催を行います。

最後に、人権啓発の強化です。

ホームレスの人権擁護については、ホームレス及び地域の住民の双方の人権に配慮することが必要です。ホームレス問題に対する理解が深まるよう区民への啓発に努め、誰もが人として尊重されるまちの実現を目指します。

この点については、基本施策 8 に反映しております。こちらについても、区の実施、中でもホームレスの人権に配慮し粘り強く福祉的支援につなげ、路上生活からの脱却を図るという基本姿勢について、やはりハンドブック版資料を活用した啓発活動を行います。

以上、「三つの見直しの反映」による基本施策の変更点でございます。ほか、国や東京都の方針・計画を踏まえた事業の見直しとしては、居住支援協議会・居住支援法人との連携強化を基本施策 4 にて記載しているところでございます。

以上の説明を踏まえ、この会でご議論いただいた点を事務局で集約、素案に反映のうえ、

パブリックコメントの前に皆様にお示しする予定でございます。

説明は以上でございます。

(委員長) ありがとうございます。以上が、国、東京都の動向、新宿区の地域性、そしてホームレスのタイプの整理と本計画における見直しを含めた、素案の概要とのことでございます。これを踏まえまして、素案に対するご意見、あるいは議事の(4) 質疑応答も含めて、議論の時間に移りたいと思います。ご意見やご質問がある方は挙手を願います。

#### (4) 質疑応答

(委員長) それでは私から。本計画について新たな素案が出されましたが、説明のあった概略図について見てもらえればと思います。ホームレスの定義と4つのタイプについてということですが、タイプ4の若年層を中心に終夜営業店舗への起居を前提とする一見えにくいホームレスという着目点があります。これまでもホームレス支援の基本方針の中で、狭義のホームレスとして屋根なしの生活をしている方だけでなく、広義のホームレスという形をとらえる必要があるのでは、ということを示したことがあります。屋根なしの生活を送るホームレスは減少傾向にある一方、広い意味でとらえたタイプ4のホームレスについては、実態把握のうえ施策を実施することが難しいというのがあります。私自身としても、ほかにもいくつか計画を見ているところがあり、新宿区がネットカフェ、漫画喫茶、カプセルホテルなど屋根のある人にどういったかわりをしたらいいかという切り込んだ取組が出されているのは、極めて画期的であります。この点について、皆さんからご意見をいただきたいと思えます。

別の観点についてもご意見を願います。目に見える形の、駅舎や道路、河川、公園などの公共的な場を寝床としているホームレスについてです。ホームレスの住まいや生活と公共施設の適切な利用の兼ね合いについて、極端に言えば排除するという議論もありますし、ソフトなアプローチで路上生活からの脱却を促すという取組みもあります。皆さんどういった考え方があるか、ご意見をいただきたいです。新宿区はそうではないですが、すべて排除、すべて撤去ということを行った自治体もあります。一方で、できる限り屋根のある所に移行し、路上生活をしながら緩やかな移行、生活再建を図る取組みや手法をしているところもあります。ご意見をいただければと思います。

(F 委員) それぞれ重いテーマだと思います。素案の内容も概ねポジティブにとらえています。タイプ4はまさに現代的な課題で、これまでのタイプ1～3はザ・野宿者と呼ばれるようなところですが、その手前のところでどうするかという、重要な論点だと思います。ネットカフェもそうですが、SNSで知り合った知人宅など転々とする人もいるので、知人宅等もタ

イプ4に入れていいのではないのでしょうか。プラス、新宿区の土地柄もあると思いますが、全国、地方から、実家との関係の悪化や精神疾患もあり東京に出てきてしまう、帰りたくても帰れないということで生活に困窮する人がいるのも現代的な課題と思います。これまでの野宿者層と違って日雇い労働者でもなく就労経験もないので、自立支援センター的な枠組みだと苦勞するだろうなという方もいます。実家に帰すということもありますが、相談に来ている自治体で支援するということもあり、現代的な課題があると思いました。

二つ目、公共施設の適正利用についてです。新宿駅西口を中心に大規模な再開発が進められておりますが、夜間にホームレスの様子を見てみると、いる人の傾向や状況もだいぶ変わっています。新宿区ではこれまでも粘り強く丁寧にコミュニケーションしていますが、東京都は少しやんちゃな感じで、ホームレスがいないときがあると、ポールやコーンを立てたりしてしまいます。道路関係当局とのコミュニケーションももう少しよくなり、排除しないというメッセージが伝わればいいと思います。

やや論点が変わりますが、ハンドブックのこともありすごくよいと思いました。子どもを含め、対象のとらえ方、やり方等があると思いますが、当事者向けのハンドブックがあってもいいのではないのでしょうか。職員への啓発に使用するほか、図書館、公共施設など涼んだり暖を取りに来る方に渡したり、彼らの目に留まる場所にあり手に取れてもいいのではないのでしょうか。可能かは別として、ネットカフェやカプセルホテルにも置かせてもらい、より支援につながる道筋があるといいのではと思いました。

(委員長) ホームレスのタイプ1から3は、従来「ルーフレス」と言われていましたが、タイプ4も本来の意味でのホームレスで、その中でもいろいろタイプがあると着目するのが大事です。もう一つ、支援者向け、住民向けの人権啓発としてのことではいろいろと行われますが、当事者に向けたものは新しい視点です。啓発以外にも、公共的なところに来ることで、制度やサービスが当事者に伝わるようにするというのもあります。

もう一点、チラシなどを置かせてもらうというのは、ある意味では営業活動をしているところにどれだけ介入できるか、お願いベースでできるのか、行政機関としてお願いがどこまでできるかが課題になります。

(C委員) 今回読ませてもらって、タイプ4に着目したのは時流に合い素晴らしいと思いました。その前に確認したいのですが、基本施策8の人権啓発のところ、小中学校における啓発活動を外された理由を知りたいです。

(生活福祉課長) 平成22年にハンドブックを作り小中学校にも配りましたが、ホームレスの人権以外の部分も含め、彼らに何を教えればいいのか、議論が難しいところであり、今現在の時点では外しました。今後議論いただく中で必要なものは何か整理できればと思います。

(C 委員) F 委員のご指摘のとおり、とまりぎにおいても「新宿対全国地方」ということが実際にあって、この着目は新宿ならではと思います。

ハンドブックについて、当事者に対する路上生活脱出ガイドなどがあると思いますが、区の施策と違った取り組みとして置いておくのはいいのではないのでしょうか。また、新宿だけでなく他の自治体の例も挙げたいと思います。大田区では、新宿区よりは少ないが突然援助が必要な方が来ることもあり、そうした人の話を聴くと、SNS など通じてアクセスする人が増えています。ポスター、チラシだけでなく、SNS に対応できる仕組みは現実的で、そうしたことが記載されているのは、よくできた、さすが新宿区の計画だと思います。

(委員長) C 委員もおっしゃいましたが、学校教育に係るところでホームレスについての人権教育を是非してほしいです。皆さん関わる方はご存じと思いますが、ホームレスの襲撃事件というのはある意味で学校教育の場に属しているような子どもたち、あるいは若者から起こることが多くあります。そのところで、教育現場のなかでしっかりと人権啓発をしていただきたいです。こういうことについて、E 委員や F 委員は詳しいと思いますが、過去にはホームレスの襲撃事件というものもありました。そういったものを防ぐための出前授業的な取り組みが行われているところもあります。特に新宿区は人権を大切にする自治体でもあるので、人権を大切にすることについて、子どものときから何らかの形でやってもらうのが必要なのかなと思います。また、子どもの価値観は大人の価値観の反映でもあります。ホームレスがいることを支える社会をどう作っていくのか、転換するのかということにもなります。授業的なことをやっているところもあるので、見えるような形にしておくのが大事で、計画はそういった方向性でやるのが大事です。

(F 委員) 2014 年に、都内の支援団体で、襲撃に関する調査というもののアンケートをやったところ、4 割くらいの方が襲われたことがあるとのことでした。加害者が子どもや若者ということもあり、都知事に要望したこともあります。墨田区では出張授業があり、翌年、区内の襲撃事件が 10 分の 1 まで減ったということもありました。台東区では PTA 向けに助言講師という枠組みで啓発授業をやったこともあります。他区で参考になるものがあり、生徒、親御さんにそうしたことをするのはいいのではないのでしょうか。

(委員長) 見えにくいホームレスについてどういった広報周知をしたらいいか、ネットカフェ等にチラシを置く、実態を知るというのがあります。アプローチが難しく、営業活動をしているところへの民事不介入もあり、法的なレベルか、お願いベースとして行うか、またどこまでできるか、方法や手法を検討するのが大事です。

路上生活を往復している人がいます。自立支援センターを出た人もそうだと思いますし、それ以外でも働いていた人が路上に出ってしまう、また働く、一時的な住居を確保する、または行政のサービスを利用して路上生活から脱却しても、また路上に出ってしまうといった方へ、どういった対応ができるのかご意見をいただきたいです。

(E 委員) 再路上化したり見えにくいホームレスに何度もなったりしてしまう人について、いろいろな経緯が個別にあると思います。その中には必要なケアを受けられていない状況があり、住まいやケアとミスマッチになっている人もいるのではないのでしょうか。F 委員が言ったとおり、背景に家族との関係の悪化や精神的な疾患、障害があり、地方から来て知人宅に寝泊りするというような話はよく聞いています。通院や障害者福祉といったケアにつなげるという条件づくりも含めて考えていかないといけないと私も思っています。

その際に、タイプ1から4とは別の話になりますが、ケアを行う場所として、日常生活支援住居施設を運営しています。女性の専用の施設もあります。女性の相談もどこも多くて、差し迫った状態の人もいます。そのあたりの観点でみると、素案の中には日常生活支援住居施設の言及がなく、ケアの受け皿となるところとのネットワークの活用、連携を盛り込めればよいのではないのでしょうか。

また、生活が安定したときにアパートを探すのが難しいという問題もあります。家賃が高い、生活保護の基準額では部屋が希少で見つからないという点は、新宿区だけの問題ではなく墨田区や台東区でも顕著です。

アパート入居後のアフターケアについては今後も継承するとのことですが、これまでアパートですでに暮らしている人の見守りやケアの厚みを増やすには、プレイヤーとの連携やネットワークを視点にできればいいのではないのでしょうか。物件については、住宅セーフティネット法の改正や、居住サポート住宅の動きが見えないといったこともあり、新宿区内でいかに低廉で適切な住居資源を確保するか、居住支援協議会との接続も含めてやって議論しないと、選択肢が限られた状態が残るのではないのでしょうか。

(委員長) 政策の流れからいうと、全世代への保障という観点で、生活保護の部会でも居住支援が取り上げられています。最たるものが居住が不安定、居住の無い方についてどういった保障をしていくのか、それ以外のサービスをどうするかというのが一つの柱になります。居住支援協議会でどう議論するか。国の議論でも具体的にはこれからになりますが、新宿区はとくに都市部なので、どうするのか、というのは何らかの形でお示しするのがいいのではないのでしょうか。

(D 委員) 居住の部分でいうと、素案の後ろのほうのスキームでも示されております。路上から、はじめの相談、居住支援につながるということですが、アパートについては家賃の相場について新宿区では厳しい状況があります。そこにいくらかでも補助が付くように、とい

うことを国や都に相談していけばいいと思います。運営する法人の施設の利用者についても、3か月から4か月アパートを探しても決まらないという現状があります。一方で、不動産屋が協力しますよと物件を持ってきても、風呂なし共同トイレ、共同キッチン、あとは部屋しかないということで、結局は希望に至らず、ということもあります。質と量の部分で国や都に提案していけばいいのではないのでしょうか。また、年齢を重ねた方で、宿泊所等における生活が適切でないときに最終的に特別養護老人ホームに入居する場合があります。高齢の方で、こちらで運営する施設を10年20年と利用していた有名な方がいました。ボランティアや職員が声掛けする中で生活保護を受けて1年くらいは生活できていたのですが、ADLの低下が見られヘルパーが入るようになりました。しかしなかなかヘルパーをうまく利用できず、本人自身が拒否しがちなため、ケースワーカーを交え相談し特別養護老人ホームに入所しようということになりましたが、今度は特養が見つからず、区内の生活支援ができる施設に行きましたが、結果として半年後に退所してしまったということがありました。

適切な生活環境が確保できないということが、再路上化を招くことになるので、そうした点では住宅支援が大切になると思います。

(委員長) 支援計画の中で、本人の心身の状況から生活が困難な場合に、どのように適切な居住の場を提供できるかという議論になります。そうするとアセスメントを通して適切なサービスをどう提供できるかを考えていくことになります。介護保険の要介護3以上のかたを居宅にて支える場合、サービスの組み立てをどうするかというのが大事ですが、これは今回の議論とは別の次元の話にもなってきます。実態をどう把握してアセスメントしていくか、質・量のサービスをどう組み立てるかという議論になります。

(委員長) 行政、支援団体、民生委員、いろいろと協力機関もあり、町会、自治会、社会福祉協議会などいろいろ団体組織があり、いろいろな活動団体などあるが、行政との関係はどのように関わったらいいか、どういった連携関係をもったらいいか、抽象的ではありますが、ご意見を頂きたいです。G委員からはいかがでしょう。

(G委員) ホームレスで、という意味では、いわゆるトーマ横キッズもそうなのでしょうか。家出をした若い人などが集まるところを、警察で保護して地元に戻したりしますが、親に連絡しても、親が引き取りに来ないことがあり、警察の負担で地元に戻ることがあります。また、高齢者の分野だと区内の更生施設があり、ホームレスが自立するために給食や入浴といったサービスを含め与えられている場所と聞いています。一方、新宿駅の西口から中野区にかけて風呂屋すら一軒もなく、風呂のない家に転居した人が公園で水浴びなどしている様子もあります。

このため当該更生施設に、そういった人に風呂を提供してもらえないかと相談したこと

もありますが、生活保護をベースとしているので、福祉事務所を通さないと入れることはできないと断られました。そういった枠組みを取り払うのは、実際は難しいのではないのでしょうか。

パンフレットをホームレスに配布するとのことですが、ホームレスを保護しても、彼ら彼女らで自由がほしいということで路上に戻ってしまうため、警察との協力の中でも保護が難しいという現状もあります。

昔はブルーテントが多かったです。見えるホームレスでした。トー横キッズなどは見えにくいホームレスではないのでしょうか。彼ら、何かができるだろうねと夢を見てと思って新宿に来て挫折して路上生活になっているのではないのでしょうか。そういった子たちにパンフレットを渡そうとしても取りに来ないのではないのでしょうか。

(委員長) 支援の対象になる方には二通りあります。屋根のある人は住居として位置付けられますが、屋根のない方、ネットカフェの方は住民でないという捉え方があります。そこをまず整理しないとイケません。新宿区で住居がある、または住民登録をしている、その次に居住している、一時的にせよ起居している… そうした人も区民として認識がなければ、ホームレスの支援はできません。ホームレスも住民の一人という認識を持てるのかによって計画の作り方が変わります。もっと言うと、住民登録がないのに居住している人は政治的にも社会的にも権利がない、社会保険や選挙権といったものがないからと排除するという考え方と、居住地保護・急迫保護により福祉で対応するという考え方があります。

新宿区に来た人は困難な人は受け入れるというスタンスでやらないと、この計画は全く内容が変わってきます。以前、全国社会福祉協議会で、市民活動に対する意識について調査したことがありましたが、ホームレスは市民ではないと答えたところと市民であると答えたところで分かれていました。そうした認識の違いについても、人権啓発のなかで取り上げるべきです。

結果的に屋根なし、困窮状態になったとしても支援をするというスタンスを計画として訴えていくことと、人間の尊厳や人権を尊重する区ということ、きちんと盛り込めるかということが大切です。計画を行政が作る上では公共性があり、そのうえで、どういった協力ができるか、そのことがベースにないとこの計画はできません。全部はともかく、少しずつ変えていき、新宿区から福祉意識の醸成、支えあい、共生といったものをどう盛り込むかということになります。

(F 委員) やや論点が変わりますが、他法他施策との連携について、アセスメントの観点で、支援調整会議など上手に活用すれば支援の枠組みが作れるのではないのでしょうか。今は委託関係にある団体との協議しかできていないと思うので、その枠組みを使った連携ができればよいのではないのでしょうか。路上化・再路上化の予防の観点では居場所づくりや訪問などやっていると思いますが、地域福祉的な論点では、重層的支援体制整備事業なども踏まえ、

食事会、地域の居場所を作るプログラムについても社会福祉協議会などの拠点など活用してもいいのではないのでしょうか。区内には大規模な社会福祉法人もあり、イベントなどで声が掛かることもあります。社会福祉法による地域貢献を社会福祉法人も考えるようになってきています。OneTeam で、平場でネットワーク化する機会ができると、分野を超えたクロスを促進できるのではないのでしょうか。また、地域との接合を計画に盛り込んではどうでしょうか。

(委員長) 社会福祉法人、企業も含め、受け入れなど何かできないものかと考えられます。子ども食堂などありますが、ホームレスも含めた大人食堂のような場で食事や衣類提供などできないか。地域福祉課長もいるので言及しますが、地域福祉計画の中で住居が定かでない方への支援もうたっていくなどの、人権啓発と連続的なかわりをして、地域の中での支えあいをどう作るのかが大事です。意識としても実態としても、行政がすべてではなく、民間の力やボランティアなアクション、公的な活動などがあって初めて進みます。OneTeam 支援ということでそういった公民私の連携、地域の企業、営利、非営利、自発的取組などその辺りをうたうといいのではないのでしょうか。

(福祉部長) 皆様議論いただいているところですが、担当の部からということで、さまざま議論を踏まえ、思ったことをお伝えしたいと思います。まず排除とかそういった話についてです。新宿区の根底にあるのは、伝統的にこの事業をしてきて、彼らを一方的に排除してもこの問題は解決しないだろうというのがあります。一方で、公園、道路、公共的な空間について、許容を超えた不適切な使い方をしてしまう方もいます。そうしたときは、管理者に要請して排除せざるを得ないというのも当然あります。迷惑の掛からないようなところで生活している人については、皆様のお力を借りつつ支援を呼びかけており、コンタクトが難しい分野などありますが、辛抱強くやっているといます。今回三つの見直しを掲げましたが、ホームレスの対策という分野については待っているだけでは不十分で、彼らへの呼びかけという点で、辛抱強い団体が大きな役割を果たしています。昨年の大晦日も支援の現場を見まして、ありがたいの一言に尽きると感じました。そうしたところで、支援していただいている団体との関係、団体に対する支援をしたいというところがありますが、一方で対等な関係のなかでいい関係をできているかもしれないというところもあり、どういったことができるかということをお願いする関係になりたいということで関係づくりを目指しました。

小中学校における人権啓発についてもお話をいただきました。今では、小中学校では教科教育のみならず、公共的なことについても、多くの事柄が取り上げられています。そうしたことについても小さいころから教えていくのは大事なことです。教科も当然教えないといけない中で、教育現場の負担が増しているところがあります。そのような中で、教育委員会への働きかけの仕方は改めて検討してまいります。

タイプ4について、ネットカフェなど協力いただくことが難しい現状もあり、お願いをベ

ースとしてどこまで取り組んでいくか、そのほかでも、SNS を使う、若い子に接する団体にご協力をいただくなどそういった議論をいただきたく、項目立てしたところです。トー横キッズについては、居場所がなくて来ているという現状があります。家庭環境が複雑など、いろいろありますが、単線型の価値観で居場所がなくなっているという方についても、そうしたよくない世界ばかりではないという人権啓発的な呼びかけもできるのかという思いもあって、「見えにくいホームレス」について書かせてもらいました。

今日頂いた意見を踏まえ素案を作っていければと思います。

(委員長) お示しのあった概略図の中で大事なポイントと全体像、三つの見直しの考え方がよくわかります。計画そのものでは PDCA サイクルによる評価もあり、ある意味緩やかな方向で出すというのが大事です。新宿発で計画の方向性を打ち出すこと、それと、支援団体との関係でどういった協力が得られるのかということ。ホームレスでも引きこもりでもそうですが、支援を拒否したときにどういったアプローチをして関係性を作り展開するのか。また、そういった人へのアプローチについて、啓発的なことや若い人への方向性をどう示すか。トー横キッズもホームレスという話なのか、家庭や学校という話なのか。警察とのかかわりはどうするか、福祉と地域、営業主体がどう連携するのか。これで解決というのはないですが、いろいろなものを提示するというのが大事だと考えていかなければと思います。

(委員長) さまざまご意見とご質問等あったところではございますが、皆様に今後の方針についての確認をさせていただきます。事務局より示された、第IV期推進計画を継承のうえ、タイプ4の追加と三つの見直しを図るという、おおよその方向性について、異議ございませんでしょうか。

(異議なし、の声)

(委員長) ありがとうございます。もう一点、確認をさせていただきます。皆様、いろいろとお考えもあろうと思いますが、パブリックコメントにて示される素案の確定については、最終的に委員長に一任いただき、委員長、事務局にて取りまとめるという形としたいと思います。それでは、時間の制限がありますので、後ほど事務局から説明があると思いますけれども、本日も議論いただいた以外に追加のご意見等がございましたら、資料12の「ご意見シート」等により個別に事務局へお願いいたします。

委員よりご提案があったとおり、ご意見シートの提出は8月2日までとなりました。一方、実現可能性など踏まえ、パブリックコメントの前の段階で素案に反映させるのが難しければ、それを経たのちに修正案をお示しすることもあるのではないかと思います。

## 8 その他、閉会

(委員長) 予定した時刻に近づきましたので、閉会としたいと思います。皆様、議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。最後に事務局より事務連絡があります。お願いします。

(生活福祉課長) 本日は長時間にわたりご検討いただきありがとうございました。次回の日程等について事務局よりご説明いたします。

次回日程は未定ですが、本年12月から来年1月ごろを見込んでおります。具体的な日程は、10月上旬までに個別にご連絡をするほか、要綱に基づき、委員長名にて開催通知をさせていただきます。

今回は、本日のご意見を踏まえて、パブリックコメントを実施した結果をご検討いただき、策定委員会としての最終計画案を、区長への報告としてとりまとめたいと思います。

最後に、先程、岡部委員長からご紹介がありました、資料12「第一回会議ご意見シート」についてでございます。こちらについては、今週末までに提出をいただければと思います。お忙しいところ恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(委員長) 長らくのご審議、お疲れ様でございました。それでは、これで閉会します。次回の日程は、10月上旬を目途に事務局からご連絡があるとのことですので、よろしくお願いいたします。

以上、16時10分頃、閉会